## 公益社団法人岸和田青年会議所 定款

## 新旧対照表

新 旧 (開 催) (開 催) 第18条 通常総会は、毎年3月、8月及び11 第18条 通常総会は、毎年2月、8月及び11 月の3回開催する。 月の3回開催する。 2 毎年3月に開催される通常総会をも 2 毎年2月に開催される通常総会をも って一般社団・財団法人法上の定時社員 って一般社団・財団法人法上の定時社員 総会とする。 総会とする。 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催す 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催す る。 る。 (1) 理事会が必要と認めたとき。 (1) 理事会が必要と認めたとき。 (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議 (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議 決権を有する正会員から、会議の目的で 決権を有する正会員から、会議の目的で ある事項及び招集の理由を示して開催 ある事項及び招集の理由を示して開催 の請求が理事会にあったとき。 の請求が理事会にあったとき。 (3) 監事から会議の目的である事項を示し (3) 監事から会議の目的である事項を示し て請求があったとき。 て請求があったとき。